

2020年2月27日

一般社団法人日本卸電力取引所

新型コロナウイルス感染症にかかる本取引所の取り組みについて

本取引所では、経済産業省からの協力依頼を受け、新型コロナウイルス感染症について、時差出勤やテレワークの活用を進めています。関係各位にご不便を掛けることのないよう取り組んでいますが、本取引所の取り組みにご理解頂けますようお願いいたします。

また、関係各位におかれましても、国の取り組みにご協力下さいますようお願い申し上げます。

《以下、経済産業省からの協力依頼文 一部抜粋》

厚生労働省から、新型コロナウイルス感染症について、どのような方がどのような場合に相談・受診いただくべきかの目安を示した「相談・受診の目安」がとりまとめられました。

当該目安の中では、「発熱等の風邪症状が見られるときは、学校や会社を休み外出を控える」ことが記載されています。

そのためには、学校や企業、社会全体における理解が必要であり、生徒や従業員の方々が休みやすい環境整備が大切です。

つきましては、貴団体におかれては、本趣旨に鑑み、こうした環境整備を進めるため、必要に応じてテレワークの利用もご検討いただくなど、特段の配慮をお願いします。また、他者との密着した接触機会を減らす時差出勤は、感染拡大防止のために有効です。

また、従業員の方々が発熱等の風邪症状があった場合に備え、「相談・受診の目安」を併せて周知いただきますようお願いいたします。

なお、各企業での実施にあたっては、厚労省や各都道府県での相談窓口が開設されておりますので、必要に応じてそちらに御相談ください。

その他、相談・受診の目安等について、従業員の皆様に周知・徹底していただきますよう宜しく御願いたします。

(新型コロナウイルスについての相談・受診の目安)

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000596905.pdf>

(新型コロナウイルスを防ぐには)

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000596861.pdf>

(新型コロナウイルスに関するQ&A(企業の方向け))

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00007.html

(新型コロナウイルス感染症について(厚労省HP))

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

以上